第2回周南市地域クラブ活動推進協議会
会議録

令和8年10月30日(金)13時30分から15時00分

周南市役所　共用会議室H

第2回周南市地域クラブ活動推進協議会　会議録

1. 日　時　　令和 8 年 10 月 30 日(金)13 時 30 分から 15 時 00 分

2. 場　所　　周南市役所　共用会議室H

3. 出席者

区分	氏名	団体･所属等	分野	
委員	岡井　理香	公立大学法人　周南公立大学 人間健康科学部 スポーツ健康科学科 准教授	教育	
	石川　彰	周南市中学校長会　会長 (周南市立岐陽中学校　校長)	教育	
	原田　剛	周南市小学校長会　会長 (周南市立徳山小学校　校長)	教育	
	六郎万　淳一	周南市PTA連合会　会長	保護者	
	西村　達也	公益財団法人周南市文化振興財団 周南市文化会館　館長	文化芸術	
	掛川　潔	周南文化協会　事務局長	文化芸術	
	佐伯　和人	公益財団法人周南市スポーツ協会 事務局長	スポーツ	
	國兼　裕司	公益財団法人周南市ふるさと振興財団	地域	
	竹重　紀代美	社会福祉法人周南市社会福祉協議会 係長	地域	
	岸川　憲治	周南市民生委員児童委員協議会 副会長	地域	(欠席)
	古川　和英	徳山商工会議所　青友会	経済	
	笹木　大	新南陽商工会議所　中小企業相談所長	経済	
	山本　真琴	文化振興課　課長補佐	行政 (文化芸術)	
	角田　雄介	スポーツ振興課　課長補佐	行政 (スポーツ)	
	西村　隆一	学校教育課　課長	行政 (学校教育)	
	井手　恵子	生涯学習課　係長	行政 (生涯学習)	

ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	舛本　未来	公益財団法人周南市文化振興財団	文化芸術
	佐内　久美子	公益財団法人周南市文化振興財団	文化芸術
	砂田　優一郎	公益財団法人周南市スポーツ協会	スポーツ
事務局	花野　勝則	地域クラブ推進室　室長	担当課
	吉松　久恵	地域クラブ推進室　室長補佐	担当課
	小池　彩	地域クラブ推進室　主査	担当課

4. 資　料　　会議次第のとおり。

会議録

1 開会

◇事務局　　・開会
・配布資料の確認
・会議成立の報告
・委員自己紹介

2 議事　：周南市地域クラブ活動に関するガイドライン最終案(たたき台)について

◎座長　　次第2の「周南市地域クラブ活動に関するガイドライン素案(たたき台)」について、事務局から説明をお願いします。

◇事務局　（事務局説明）

◎座長　　ただ今事務局から次第2の「周南市地域クラブ活動に関するガイドライン最終案(たたき台)」について内容及び事前提出された意見に対する説明がありました。ここからは各章についての議論に移りますが、本日は大きく2つの視点からご意見をいただければと思います。1つ目は、ガイドラインの最終案についてです。これまでの議論を踏まえて修正いただいていますが、まだわかりにくい点や確認しておきたい点、あるいは、ガイドラインに盛り込むべき事項がありましたら、ご意見をいただければと思います。2つ目は、ガイドラインを実際の活動につなげていくための取り組みについて、制度を整えるだけではなくてどのように活動を育んでいけるかというところから意見を交わしていきたいと思います。

また、1点重要な点として、各組織の代表としてご出席いただいていると思いますので、現場でこのガイドラインを実践していくにあたってどのようなことが想定されるか、課題も含めて共有できればと思います。

第１章～第３章

◎座長　　それでは、まず第1章から第3章までについて、ご意見をお願いします。

●委員　　いくつか図を使われていると思いますが、その図の部分について、少し

精査していただいたほうがいいのかなと思いました。例えば、7 ページに「3 つの活動の連動」に関する図があると思います。③しゅうなんコミュニティクラブから①登録団体活動への矢印で、「中学生による登録団体活動への参加」とありますが、そういった一面もあるとは思いますが、果たしてそれがすべてを表しているのだろうかと思いました。また、①登録団体活動から②センター主催教室への矢印について、登録団体活動に参加している子供もしくは指導者が②に参加することの目的が、「レベルアップのための受講」に当たるのかを精査していただいたほうが良いのではないかと思いました。また、8 ページにある図もすごく大切なことだとは思いますが、例えばどういう流れで繋がっていくのか、図の中での動きのようなものが記載されていると良いのではないかと思いました。

◇事務局　ご意見を参考に修正を検討いたします。ありがとうございます。

◎座長　ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

●委員　質問ですが、登録団体の活動の中で、休日の練習時間の設定がされていますが、それ以上に活動をしたい場合は制限がかかってくるのでしょうか。

◇事務局　この 12 月から導入する認定地域クラブに関しては、週 2 日以上の休養日の設定と 1 週間当たり 11 時間程度の活動時間に抑えていただくことが条件となります。一方、ガイドラインの中に 16 時間未満という記載がありますが、これは目安になります。この目安は、平成 29 年に日本スポーツ協会が、中学生は成長期であることを加味して 16 時間ぐらいが適切であると示しているものになります。それぐらいが安心だと一般的に言われていることをお示ししたもので、登録団体に対して、活動時間は絶対に 16 時間押さえてくださいという発出はしておりません。

◎座長　ご意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

●委員　10 ページの学校との連携について、一番下の丸の「大会出場等の事実や活動によって生じた新たな価値の内容について情報共有等を行う」という部分ですが、評価はどうやってするのだろうかと思っています。大会等の実績があったらそれは評価できるが、それ以外の活動だと評価はなかなか難しいのでは。ただ、7 ページに書いてある「新たな価値」をやりましたという実績が出ると思いますが、それがどういう評価に繋がっていくのか、さらにもう 1 歩踏み込んでいくと、その評価をどう使うのかが保護者としては気になると思います。29 ページに書いてある「高等学校入学者選抜における地域クラブ活動の取り扱い」にも繋がってくると思いますが、ここはこの資料 4 のご指摘にもある通り、なかなか難しい問題もあると理解しています。ついては、保護者としては、活動したものへの評価と

それが一体何に繋がっていくのかは、とても気になるところだと思いますので、もう少し整理していきたいと思っているところです。

◎座長　　ありがとうございました。事前の説明の際に、学校として欲しい情報、或いは団体として欲しい情報をぜひこの場で各組織の立場から意見をいただきたいとお伝えしました。今の段階では非常に難しい問題であるということはこの場で共通認識できていると思いますが、さらに一歩進んで、この場で意見交換できることがありましたらぜひご意見をいただければと思います。

●委員　　新たな価値の概要について情報共有を行うというのが、どういうものか少しイメージが湧きづらいです。当然子供たちがどういう活動をしているのか、それをもとに、その人たちの心情を考えながら学校教育で指導していくということは大事なことでありますので、そういう意味であれば、情報をいただくことは大変ありがたいなと思っています。逆に情報共有ということで、学校では一体どうなっているのかと聞かれると、個人情報に関することも含まれると思いますのでどういった話をすればいいのか。

また、調査書の話もありましたが、我々は学校の入試にあたっては、県の教育委員会から示される高等学校の入試要領という決まりのようなものに沿って対応していきますので、そちらに書いてあることについて記載をしていくという形になると思います。国や県のガイドラインをもとにこれを作られたというお話ですが、国や県のガイドラインを見ると、例えば語尾の表現等が市の最終案と微妙に違うと思います。その違いは結構大きなものであるため、そこを丁寧に見ないと、決まりに反するようなこと等が起きてしまうことがあるかもしれません。

併せて出席の扱いについて、書かれていることは大事だということは分かりますが、細かい表現まで見ていただけるとありがたいです。そういったところまで見て、このガイドラインを出す必要があるのではないかと思います。

◎座長　　貴重なご意見ありがとうございます。

第４章・第５章

◎座長　　第 4 章・第 5 章に移ります。ご意見をお願いします。

●委員　　22 ページにある表のうち留意事項について。後程同じ記載がありますが、「登録団体においては…国のガイドラインに定める認定要件に準じた活動を実施することが求められる」とあります。先ほどご説明あったように、国のガイドラインに定められている認定要件は 23 ページに記載がありますが、登録団体もこの①から⑦を準じた活動をすることが求められます。では認定団体は登録団体と何が違うのかと悩んでいましたが、例

えばこういった整理はいかがでしょうか。登録団体は認定要件を満たしていて、認定団体も認定要件を満たしていると思います。ただ、認定団体というのは、24 ページにあるように、認定期間というのが設定されております。つまり、3 年ごとにきちんとチェックが入ります。登録団体にはチェックは入りません。3 年間できちんとチェックする機能が働く団体という保証があるから認定なんです、とはっきり言い切ったほうが分りやすいのではないでしょうか。なので、中体連等の大会コンクールも出ることができますと。そういった整理でよければ、そうしていただくとわかりやすいかと思います。

◎座長　ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

●委員　今回、営利団体でも登録認定はできるという認識ですが、保険について、周南市は市民活動保険がありますが、営利団体は対象にはならないと思います。確かスポーツの指導は、市民活動保険の対象だったと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

●委員　市民活動保険は、対人や対物に関わるものです。私の団体は市民活動支援センターを運営していますが、市民活動保険は市で管轄している制度となります。団体で地域の自治会で草刈をしたときに、近くにあった車のガラスを割った等で使われることが多いです。対人に関して私どものところに相談に来られた場合、社協のボランティア保険を紹介させていただくこともあります。

●委員　ありがとうございます。今答えがほしいわけではないですが、先ほどから安全と言いつつ、保険を登録要件にしていないということが気になっています。うちもイベントをやる際、出店・食品営業をするときは保険に入っているかを必ず確認して、保険に入っていなければ出店許可は出さないです。保護者の方からしたら、部活は保険に入っているため、地域クラブ活動も入っていると思っていたら入っていないということが起きるのではないでしょうか。もし怪我をしたとか失明したとか、そういった場合に、誰が責任をとるのか。その団体で責任をとってくださいと書いてありますが、本当に取れるのかどうか。登録団体には難しいかもしれないですが、認定団体にはそれぐらいの要件をつけてもいいのではないかと思います。

◇事務局　保険の件ですが、認定の要件には含まれております。資料 3 の 5 ページの一番下に「⑤適切な安全確保の体制が確保されていること」という要件がありまして、その詳細内容として、チェック項目の 4 つ目に、「参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること」と定めております。登録団体の方については推

奨という形になっております。

●委員　　必ず保険証券等の書類を確認された方がいいと思います。実際どのように認定されるのかはガイドラインとは別の話になってくると思いますが、徹底された方が良いかと思います。

◇事務局　　ありがとうございます。そのように検討してまいります。

●委員　　また、ガイドラインは誰が見るものなのか、誰に向けてのメッセージなのかなと思っています。私も中学校高校とスポーツをやっていて、指導者を目指していた人間なのですが、この難しい内容を見てもなかなか理解できないと思います。これはこれでしっかりとした法律のようなものであるため細かく作る必要があると思いますが、これとは別に何か分かりやすいガイドブックのようなものがあると良いと思います。そうしなければ、ガイドラインを作っただけとなり、実際に指導をされる団体や保護者の方が理解できない部分もあると思います。

◇事務局　　ガイドラインとは別に、対象者向けの分かりやすい資料を作ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

◎座長　　貴重なご意見ありがとうございました。今、安全をどう確保するかという非常に重要なお話があったと思います。ガイドラインに向けてこれから様々なことが具現化され、課題解決にもこれから取り組んでいくことになると思いますが、例えば私は大学の教員をしていて、色々な活動に学生を連れて行くことや、学生自身が参加することがありますが、怖いと思う場面がたくさんあります。何に位置付いているのかが分からない活動で、今は何も起こってないから表面化していないけれども、後になってからこれは誰がどう責任をとるのかとなると、私は答えられないという場面が、特にスポーツではたくさんあります。そのため、それぞれの団体様で、こういうことが起こったらどう対応するのとかいうことを、起こる前にやはり共有して、考えておく必要があるのではないかなと思います。ここですべてを共有する必要はないとは思いますが、どうしても自分の団体だけでは解決できないこととか、これはガイドラインに盛り込んでもらわなければ方向性が見えないと思うこととか、そういった部分がとても重要なのではないかと思いました。そういった、特に安全に関わる部分、そしてここで作ったものをどう周知して、市民一人一人が同じ方向を向いて地域クラブに参画していくかというところもすごく重要だと思いますので、この部分について何かご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

●委員　　保険の件ですが、我々もかるちゃあサポートセンターのセミナーにて、その重要性について常々登録団体の方には伝えています。もちろんそれを受けて保険に入ろうという方もいらっしゃいますが、まず大前提とし

て、かるちゃあサポートセンターに登録されている方は、社会教育です。そのため、中学生を対象としていない・小学生は対象としているという団体もいらっしゃいます。ですので、登録団体というレベルでは、中学生に限っていないのです。そこに対して保険の加入を強制するというのは少し難しいのかなと思っています。元々ピアノ教室や書道教室に通っていた子供たちは保険に入ってなかったと思います。その重要性もその先生たちは分かっていなかった。ただ今回、部活動地域展開により子供たちを受け入れるようになり、そこで保険というものを初めて知ったと。ところが今まで必要なかったじゃないかと。そのため、そういった方に、今後保険が必要ですよ、もし何かあったらどうされますか、保険料はセンターからの補助金の対象になりますというご案内をして、ようやく何団体か加入していただいている状況です。このガイドラインはあくまで中学生等としておりますので、ここに保険を強制ですと記載すると少し違うものになってしまうのではないかと思っています。

◎座長　　ありがとうございます。突き詰めて考えれば考えるほど、どう記すか或いはどう具現化していくかという難しさが随所にあると思いますが、それがやはり安全面の確保であったり、指導者に関わることなのかなと思います。その他何かございますか。

●委員　　第7章ですが、29ページの2の上から3番目の丸については、今のこの記述では誤解を招く恐れがあると思いますので、再検討をお願いしたいです。また、ガイドライン制定の今後のスケジュールについて教えていただければと思います。

◇事務局　　今後のスケジュールとしましては、本日のご意見を踏まえて、また、資料を一式ご確認いただいて新たなご意見等がありましたら、11月6日頃までにメール等で構いませんのでご連絡いただければと思います。それを踏まえて、本日ご指摘いただいた箇所や新たにいただいた意見を盛り込んで11月中に完成したいと考えております。

●委員　　市民の方からの意見聴取はされますか。

◇事務局　　パブリックコメントは考えておりません。

●委員　　24ページの想定される認定の効果ですが、6番以外は既に登録団体にメリットとしてあるものだと思います。ただ、認定制度ができた時には、登録団体は今あるメリットが受けられなくなるのか、学校施設の開放段階においても登録団体も使用できるが認定団体を優先するという序列ができるのかを教えてほしいです。

◇事務局　　認定されたときにメリットがあるかどうかというご質問ですが、詳細についてはまだ決まっておりません。元々登録団体としてのメリットがありま

ので、それをどう考えるかを今から調整していくところです。

第6章・第7章

◎座長　　ありがとうございます。すでに第 6 章・第 7 章に重複する箇所もありましたが、先ほど委員から、29 ページの箇所について誤解を招くのではないかというお言葉がありましたが、危惧されることは重要だと思いますので、詳細をご説明いただき共有できればと思います。

●委員　　29 ページの 2 の上から 3 つ目の丸について、「こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していく」とありますが、多面的に評価していくのは誰なのでしょうか。また、その上の文章で「市は、中学校等に対し、調査書の記載に当たっては…周知徹底を図るものとする。」とありますが、周知徹底は重い言葉だと思います。県の教育委員会から示される高等学校の入試要領に書いていないようなことまでここに書いてしまって良いのかが危惧されると思います。また、これが公表された場合、ここに書いてありましたとなってしまうと、県で決めている高校入試要領や、各私立高校等の入試要領とずれる可能性もあるのではないかと思います。

●委員　　この件について、山口県の作成したガイドラインを今読んでいました。31 ページに書いてある内容と市のガイドライン案に記載されている内容を見比べてみると、先ほど委員がおっしゃったようにものすごく誤解を招く表現になっていると思いました。県のガイドラインでは、まだ決まってはいなくて、これから検討や具体化を進めた上で中央教育審議会に報告されることが期待されるということが出口として記載されていますので、高校入試等選抜実施要領における地域クラブの活動の取り扱いのようなものは、今から検討し報告されると書いてあるというふうに私は理解しています。部活から地域クラブに移行した現在中学校 3 年生の保護者の人たちは、私たちが頑張ってきたものの評価は高校にどう伝わるのだろうか、私たちは一体どうなるのだろうかという不安の中にいます。保護者の立場でこの 29 ページの表現を見たときに、「周知徹底を図って、多面的に評価していく」と記載されているのであれば、市が中学校に対してそういったことを進めているのだなと思うのではないかと思います。となると、親が期待してしまって、中学校は調査書に書いてくれるのであろう、このガイドラインに沿ってやってくれるのであろうという話に繋がってしまうのではないかと危惧されると保護者目線では思いました。

◎座長　　貴重なご意見ありがとうございます。子供たちが様々な活動に参加するにあたって、それをきちんと評価していくことは非常に重要だと思いま

すが、書き方も含めて、誤解を招いたり、異なった期待に繋がらないように配慮することは、非常に必要なのかなと思いました。

ただ、方向性としては難しさもありますが、各生徒の活動や活躍を大会や試合、成績ではないものでもできるだけ評価したり、認めてあげるよう進めていくという理解でよろしいでしょうか。もし何かご意見がありましたら補足いただければと思います。

◇事務局　県のガイドライン及び国のガイドラインを確認しましたが、市の表現の仕方が若干前のめりになってしまっている部分がありますので、県のガイドラインに合わせてまいりたいと考えております。ご意見ありがとうございます。

◎座長　ありがとうございます。どう書くかという問題もありますが、どこを目指しているのか、どういう目的で書かれているのかが分からないといけないと思います。そこで解釈のずれはあったとしても、混乱を招かない、誤解を招かない、そして先走る気持ちを大切にしながら、検討していくことが大事なのかなと思いました。

●委員　座長がおっしゃった通り、評価することはすごく難しいと思います。まず 1 点目に、実績がある人も評価してあげなければいけないし、実績がない人も評価してあげなければいけないというところがあると思います。2 点目に、そもそも評価制度は必要かという話もあると思います。入りたくないという自由もあると思いますので、入っていないから評価が書かれていない子に対して評価が落ちるのであれば、全部評価しなくてもいいのではないか、そのほうが参加の自由を担保できるのではないかと思います。3 点目に、評価するのであれば、どのように評価するのか。その 3 点で、やはりすごく難しいなと改めて思いました。

●委員　国は、まずは休日、そして平日という段階を経て、部活動を地域移行していくということを行っていますが、周南市は既に休日も平日も部活動が廃止されているため、国と県のガイドラインに沿ってやるとなると、周南市はもう先に進んでしまっているためなかなか難しいのではないかと思いました。なので、周南市が前のめりになるのも分かるなという気はします。

●委員　この議論は、そもそも部活動地域移行しようというときに、すぐに出てきた議論です。結局、学校が学校外の活動をどうやって把握するのだという話です。言ったもの勝ちではないか。言わなかったら、学校は把握できるわけがない。だから自己評価ということも書いてあるのですが、それよりも学校ができることは何なのかというと、結局は、参加していない子や、本当にやりたいのにできていない子とか、そういった子にどれだけ手を

差し伸べられるかというのが学校の役割だと当初から聞いております。そのため、いくら国が評価について言っていても、そこに乗っかる必要があるのかという気はしております。

◎座長　　貴重なご意見ありがとうございます。それでは、全体を通してでも構いませんので、まだご意見をいただけてない委員には、ぜひご意見いただければと思います。

●委員　　周南市は、文化部も文化祭が終わったので、ほぼ部活動が終了しているのではないかと思いますが、部活動が廃止となった後の子供たちの様子をお伺いできればと思います。3 年生は部活動を引退した後どういうふうに過ごそうかということを通常でも考えていたかとは思いますが、実際に部活動が廃止になって、現場の子供たちはどういった様子でしょうか。

●委員　　3 年生については、恐らく例年とあまり変わらないのかなという印象です。ただ、2 年生・1 年生については、あまり好ましくないことかもしれませんが、我々教員の感覚からすると、見えないところが多くなってきました。放課後の部活動の時間は、やはりそれだけ大きかったと思います。中学校時代の思い出は何ですかと聞くと、勉強のことより部活動のことを話される方も多いと思います。それだけ大きなウエイトで占めていたものが無くなり、子供たちは下校時刻になったら帰っていきますが、地域クラブに参加しているという子供たちに対しても、果たして本当にすべての子供たちのニーズに合っているものを大人が提供できているかというと、できていないのではないのかなというのが正直なところです。経済的な面もありますし、子供たちのニーズをしっかり掴んでいるかどうかという問題もあると思います。勉強が本当は苦手なので教えてもらいたいなと考えている子どもたちも多くいるのではないかと思います。そういった子たちに、いかに大人がニーズに合ったものを提供できるかということがまず 1 つありますが、そもそも子供たちに自分たちの人生をどうやってデザインしていくかということをしっかりと伝えていく必要があるということをどこの中学校も考えています。具体的にどうするかについては、実は今悩んでおり、各学校で色々な研修等を行ってはいますが、今後、もっと考えていかなければならないと思っております。

●委員　　ありがとうございました。こういった協議会もありますし、登録団体も徐々に増えておりますので、学校の先生方も悩んでいらっしゃるのであれば、もっとサポートセンターとの連携や情報交換をしていく必要があると思いますので、引き続きよろしくお願いします。

◎座長　　ガイドラインの修正案に対するご意見に加えて、どのように具現化して

いくか充実させていくかということを突き詰めると、まだまだ色々なことが出てくると思いますが、まずは貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。ありがとうございました。

異なる立場の委員からお互いの意見や考えを聞いて、新たなことや発想を生み出したり、実現していくのがこの場所だと思ってここに座らせていただいています。そのため、ガイドラインをどう具現化していくかというところにおいても、この場が非常に重要な場所になると思っておりますので、今後とも何卒よろしくお願いします。

6 閉会

◇事務局　・閉会

・事務連絡